①国名	Kingdom of Belgium (BE) (ベルギー王国)
②名称	Federal Public Service Economy, SMEs, Self-employed and Energy Belgium Intellectual Property Office(Office de la Propriété intellectuelle (OPRI))
③所在地	SPF Economie OPRI - DG de la Réglementation économique City Atrium Rue du Progrès, 50 1210 Bruxelles
④連絡先	(電話) (00 32) 2 277 9011　　(FAX) (00 32) 2 277 5262 (E-mail) piie.contact@economie.fgov.be (internet)https://economie.fgov.be/fr/themes/propriete-intellectuelle/contacts-propriete
⑤組織の長	Director General: Ms. Séverine Waterbley
⑥沿革	(1)特許制度は、1854 年に旧特許法が導入され、1984 年 3 月 28 日付で新特許法が導入された。 最新の改正は、2013 年 6 月に行われている。また、特許施行規則は 2007 年 8 月 17 日に施行されている。 (2)ベルギーにおいては 1969 年 7 月 1 日にベネルクス商標法が導入され、同法は 2006 年 9 月 1 日付でベネルクス知的所有権法に置き換えられた。 (3)さらに、ベルギーにおいては 1975 年 1 月 1 日に意匠又はひな形に関する統一ベネルクス法が導入され、同法は 2006 年 9 月 1 日付でベネルクス知的所有権法に置換えられた。
⑦所管	特許権

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
1975/1/31	1887/12/5	署名済		
ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1884/7/7	署名済		1999/10/2
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
2014/1/8	批准済		2006/8/30	2006/8/30
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
1983/12/15		1984/8/1		
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1892/7/15	1998/4/1	1981/12/14	2004/6/23	1962/6/6
ストラスブール	ウィーン	WTO		
1976/7/4	署名済	1995/1/1		

①国名	Kingdom of Belgium (BE) (ベルギー王国)					
⑪統計データ	出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	1,150	1,214	1,207	1,195
		（内　外国出願）	288	415	531	479
		（内　日本から）	15	17	7	1
		（内　PCT ルート）				
	意匠	全数				
		（内　外国出願）				
		（内　日本から）				
	商標	全数			1	2
		（内　外国出願）			1	2
		（内　日本から）				
	登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	994	1,005	1,081	1,114
		（内　外国出願）	217	278	328	431
		（内　日本から）	7	13	19	7
		（内　PCT ルート）				
	意匠	全数				
		（内　外国出願）				
		（内　日本から）				
	商標	全数				
		（内　外国出願）				
		（内　日本から）				
	出典: WIPO IP Statistics					

①国名	Kingdom of Belgium (BE) (ベルギー王国)

⑫ 組　　織

<組織図>　　ベルギー知財庁は、経済部(Ministry of Economic Affairs)の下部組織である。

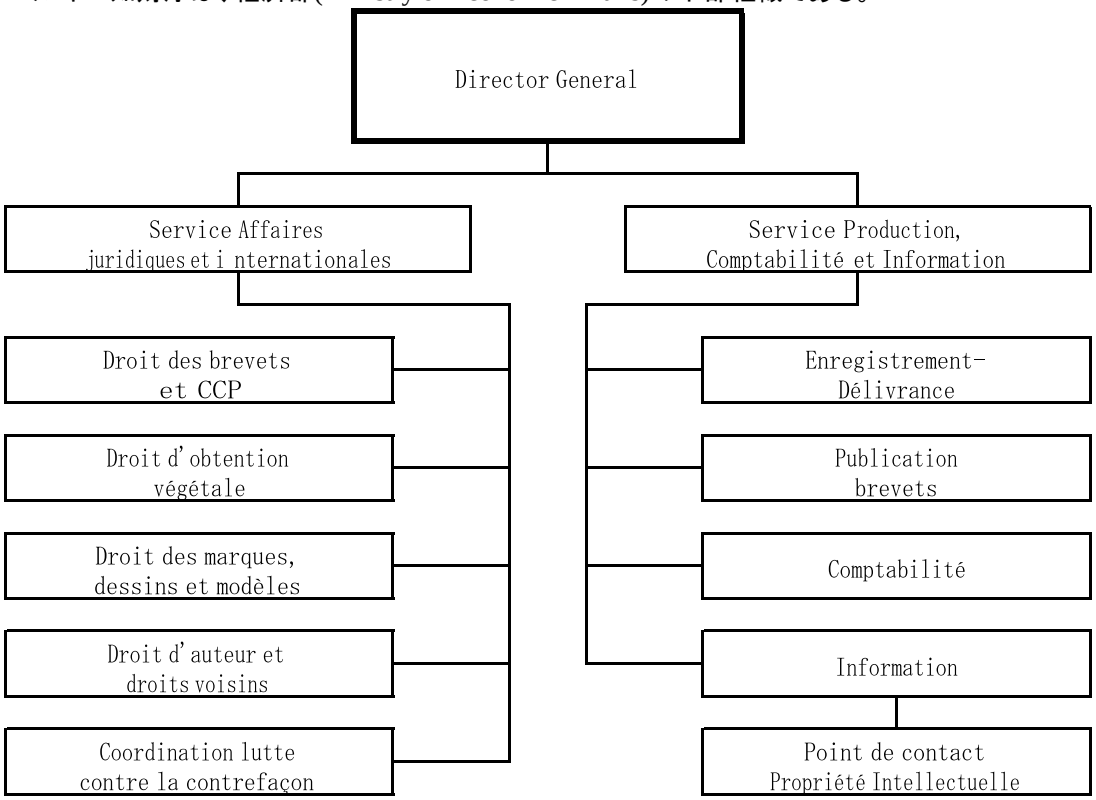

①国名	Kingdom of Belgium (BE) (ベルギー王国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2013 年 6 月 14 日更新 (注)2013 年改正法の条文が FR 語で、英文の条文が未入手のため、本件は従前の 1997 年法により解析した。
	③地理的効力の範囲	ベルギー国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約（EPO）加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人（特許法第 8 条）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人自身が出願を行わない場合には、工業所有権庁に登録した代理人を選任しなければならない。 （特許法第 55 条（2））
	⑦出願言語	フランス語又はオランダ語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年（調査手数料を納付した場合）。 出願日から 6 年（調査手数料を納付しなかった場合）。 （特許法第 39 条（1）、（2））
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 （特許法第 5 条（1）、（2））
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の 2 つのケースが規定されている。期間は何れも開示日から 6 月。 （1）出願人若しくはその承継人に対する明白な違反行為による発明の開示 （2） 公の又は公認の内外国における博覧会における展示による開示 （特許法第 5 条（5））
	⑪非特許対象	（1）発見、科学理論及び数学的の方法 （2）美的創作物 （3）精神的活動、遊戯若しくは業務を執行するための計画、法則及び方法、並びにコンピュータプログラム （4）情報の提示 （5）植物新品種の保護に関する 1975 年 5 月 20 日法律により設定された保護を受ける植物新品種 （6）動物品種 （7）植物又は動物を生産する本質的に生物学的な方法 （8）その公表又は実施が公の秩序又は道徳に反するおそれのある発明 （9）人間又は動物の身体に外科術若しくは治療により処置する方法及び人間又は動物の身体に施行する診断方法 （特許法第 3 条（1）、第 4 条、第 7 条（2））
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。存続期間が出願日から 20 年の特許を取得するには、出願人は「調査報告書」作成の調査手数料を期限内に納付する必要がある。 （特許法第 22 条（3））
	⑬審査請求制度の有無	無。 （特許法第 22 条（3））
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。 出願時に、願書において請求することにより特許の早期付与を受けることができる。（特許法第 22 条（2））
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から 18 月経過後に、公開される。 （特許法第 22 条（1）、第 23 条）
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許の無効は裁判所に提訴することができる。 （特許法第 49 条（1））

<table>
<tr><td>①国名</td><td colspan="2">Kingdom of Belgium (BE)
(ベルギー王国)</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>⑱実施義務</td><td>有。 出願日から 4 年又は付与日から 3 年のいずれか遅く満了する期間内に当該発明を実施しなければ、強制実施権設定の対象となる。
（特許法第 31 条(1)）</td></tr>
<tr><td>⑲費用
単位 EUR
(ユーロ)</td><td>[出願から登録までに掛かる費用]
出願料 50 EUR
優先権主張料 12 EUR
補正手数料 12 EUR
調査手数料 300 EUR
国際型調査請求手数料 6 EUR
[特許権維持に掛かる費用]
3 年次 35 EUR 12 年次 220 EUR
4 年次 50 EUR 13 年次 250 EUR
5 年次 65 EUR 14 年次 290 EUR
6 年次 85 EUR 15 年次 330 EUR
7 年次 100 EUR 16 年次 370 EUR
8 年次 125 EUR 17 年次 410 EUR
9 年次 145 EUR 18 年次 455 EUR
10 年次 170 EUR 19 年次 500 EUR
11 年次 195 EUR 20 年次 545 EUR</td></tr>
<tr><td>⑳料金減免措置の有無</td><td>無。</td></tr>
<tr><td></td><td>㉑PCT における国内料金減額措置の有無</td><td>（ベルギーにおける PCT 出願による特許は、EP 経由でのみ取得できる。）</td></tr>
</table>

①国名	Kingdom of Belgium (BE) (ベルギー王国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2013 年 10 月 1 日施行（ベネルクス知的財産条約）
	③地理的効力の範囲	ベルギー、オランダ(欧州領域内のみ)、ルクセンブルクのベネルクス諸国は、意匠及び商標に関する統一法を有しており、この法律に基づき、ベネルクス 3 国に直性拡張される意匠及び商標の保護を受けることができる。
	④他国制度との関係	欧州連合（EU)加盟国（OHIM)
	⑤出願人資格	創作者又は承継人（自然人、法人）(知的財産法施行規則 2.1.1.a)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。EU 又は欧州経済地域に非居住の出願人は、これらの地域に郵便宛先を定める必要があり、代理人を選任する必要がある。
	⑦出願言語	フランス語、オランダ語又は英語(知的財産法施行規則 2.1.1)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 5 年。更に 5 年ずつ 4 回更新することができ、最大で 25 年。(知的財産権法第 3.14)
	⑨新規性の判断基準	EC 域内公知、EC 域内刊行物(知的財産法第 3.3)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	次の事項が規定されている。 (1)創作者もしくは受益者による情報、又はそれらによって行われた行為による出願日若しくは優先日前 12 月以内の開示 (2)創作者もしくは受益者による不適切な行為による出願日若しくは優先日前 12 月以内の開示(知的財産法第 3.3.4)
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 1. 製品外観の特徴であって、専らその技術的機能により課せられる 2. 製品外観の特徴であって、その製品の形状及び寸法が、必然的に正確な寸法で複製されなければならないもの(知的財産法第 3.2) 3. 意匠が、先行する共同体意匠、ベネルクス出願又は国際出願登録意匠であって、複製されなければならないもの 4. 先行する商標が、所有者の承諾を得ないでその意匠において使用されていること 5. 著作権によって保護されている著作物が、所有者の承諾を得ないでその意匠において使用されていること 6. 意匠がパリ条約第 6 条の 3 に記載されている要素の 1 についての不適切な使用を構成 7. 意匠が、ベネルクス諸国の 1 における良俗又は公の秩序に反する 8. 出願が意匠の特徴を十分には明らかにしていないこと (知的財産法第 3.6)
	⑫実体審査の有無	無。（知的財産法第 3.9）
	⑬審査請求制度の有無	無。（知的財産法第 3.9）
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。(知的財産法第 3.1、第 3.4)
	⑯関連意匠制度の有無	有。単一のベネルクス出願は、合計で 50 までの意匠を含むことができる。(知的財産規則 2.2)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類（ロカルノ分類）を採用している。(知的財産規則 2.1)
	⑲出願公開制度の有無	無。

①国名	Kingdom of Belgium (BE) (ベルギー王国)	
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人の請求により出願日又は優先日から 12 月以内の間、公告を繰延べることができる。(知的財産法第 3.12)
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。 無効審判制度はないが、無効は、利害関係人又は検察官により裁判所に提訴することができる。(知的財産法第 3.23)
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 単一意匠出願: 出願料 108 EUR 表現物により公告する場合 10 EUR 意匠の要素の説明により公告する場合 40 EUR 複数意匠出願: 出願料 108 EUR 2 から 10 個の意匠を含む場合、各意匠につき 54 EUR 11 から 20 個の意匠を含む場合、各意匠につ 27 EUR 21 から 50 個の意匠を含む場合、各意匠につ 22 EUR 表現物により公告する場合 10 EUR 意匠の要素の説明により公告する場合 40 EUR 公告繰延手数料 39 EUR 優先権主張料 12 EUR [意匠権の維持に掛かる費用] 単一意匠登録の更新料 95 EUR 複数意匠登録の更新料 第 1 番目の意匠 95 EUR 2 から 10 個の意匠を含む場合、各意匠につき 48 EUR 11 から 20 個の意匠を含む場合、各意匠につ 24 EUR 21 から 50 個の意匠を含む場合、各意匠につ 20 EUR 存続期間満了後 6 か月以内に更新する場合の追加手数 12 EUR (知的財産法施行規則 4.8)
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	Kingdom of Belgium (BE) (ベルギー王国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2013 年 10 月 1 日施行（ベネルクス知的財産条約）
	③地理的効力の範囲	ベルギー、オランダ(欧州領域内のみ)、ルクセンブルクのベネルクス諸国は、商標及び意匠に関する統一法を有しており、この法律に基づき、ベネルクス 3 国に直性拡張される商標及び意匠の保護を受けることができる。
	④他国制度との関係	欧州連合（EU)加盟国（OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体商標(知的財産法第 2.1)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、立体商標 (知的財産法第 2.1)
	⑦出願人資格	自然人、法人
	⑧権利付与の原則	先願主義。(知的財産法第 2.3)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州共同体又は欧州経済地域に事務所、非居住の出願人は、これらの地域に郵便の宛先を定める要があり、代理人を選定する必要がある。(知的財産法施行規則 3.6.4、知的財産法第 4.1)
	⑪出願言語	フランス語 又はオランダ語(知的財産法施行規則 1.1.1)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。10 年ごとに更新できる。 (知的財産法第 2.9.1 及び第 2.9.3)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	無。
	⑭不登録対象	1. 形状であって、製品の性質それ自体によって課せられる、その製品に実質的価値を与える又は技術的成果を獲得するために必要であるもののみによって構成される標章(知的財産条約第 2.1 条) 2. ベネルクス諸国の 1 における公序又は良俗に反しているもの 3. パリ条約第 6 条の 3 により拒絶又は無効が規定されているもの 4. 商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して公衆を誤認させる虞のあるもの 5. 出願前 3 年以内に消滅した団体商標に類似の標章で、類似の商品又はサービスに関するもの 6. 出願前 2 年以内に登録満了した第三者の個別商標に類似の標章で、類似の商品又はサービスに関するもの 7. パリ条約第 6 条の 2 の周知商標であり、不承諾の第三者が所有しているものと混同を生じる虞のあるもの 8. 不正に出願されたもの。特に、次のもの。 a 不承諾の第三者によりベネルクス領域内において過去 3 年以内にされた類似の商品又はサービスに関する類似商標を知りながら、又は当然知るべきであった出願 b 不承諾の第三者によりベネルクス領域外において過去 3 年以内にされた類似の商品又はサービスに関する類似商標を知りながらの出願 9. 産地を特定する地理的表示を含むぶどう酒又は蒸留酒についての商標であって、そこを実際の原産地としていないぶどう酒又は蒸留酒に関するもの(知的財産条約第 2.4 条) 10.識別性を欠いているもの 11.標章又は表示であって、製品又はサービスに関する種類、品質、数量、用途、価格、原産地又は製造若しくは提供の時期又はそれに関する他の特徴を表示するために業として使用できるもののみによって構成 12.標章又は表示であって、日常の言語又は誠実かつ確立した取引慣行において慣習的となっているもののみによって構成されている。 (知的財産条約第 2.11 条)

①国名	Kingdom of Belgium (BE) (ベルギー王国)	
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。(知的財産法第 2.4(e))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。登録可能性、識別性について審査される。 (知的財産法第 2.11.1)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。出願にの請求により、早期審査が行われる。 (知的財産法施行規則 1.7.1)
	㉑出願公開制度の有無	有。出願日取得の条件が満たされ、ニース分類に従い商品及びサービスが分類された後、公開される。(知的財産法第 2.5.5)
	㉒異議申立制度の有無	有。先の商標の出願人又は所有者は、出願の公開日から 2 月以内に異議を申し立てることができる。(知的財産法第 2.14.1)
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係者又は検察官は、裁判所に無効を提訴することができる。(知的財産法第 2.28)
	㉔不使用取消制度の有無	有。5 年。継続して 5 年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (知的財産法第 2.26)
	㉕商標分類	国際分類（ニース分類）を採用している。 (知的財産法施行規則 1.1.d)
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。(知的財産法第 2.31)
	㉘費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 個別商標出願基本手数料、3 クラスまで 240 EUR 団体商標出願基本手数料、3 クラスまで 373 EUR 3 クラス目以降の各クラスについての追加手数料 37 EUR 早期登録追加手数料、3 クラスまで 193 EUR 3 クラス目以降の各クラスについての早期登録追加手数料 30 EUR 識別要素に関する説明に対する追加手数料 39 EUR 優先権主張手数料 15 EUR [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 個別商標更新基本手数料、3 クラスまで 260 EUR 団体商標更新基本手数料、3 クラスまで 474 EUR 3 クラス目以降の各クラスについての追加手数料 46 EUR 存続期間満了後 6 か月以内に更新する場合の追加手数料 129 EUR （知的財産法施行規則 4.4）
	㉙料金減免措置の有無	無。